

令和2年7月29日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長）瀧口義浩

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日、同18日、同29日、6月19日、7月17日付発出）について、7月29日以降については、以下の通り変更することとします。

ご承知の通り、浜松市内で2つのクラスターが発生し、7月25日には1日で30人のPCR検査陽性者が出ております。関連して一般企業や大学での陽性者公表が続いていますが、これは浜松市の飲食店だけに限らず、全国的な傾向として誰もが感染リスクがある状況と懸念されます。

静岡県でも警戒レベルが3から4（県内・県外警戒）へと上げられ、県境をまたぐ移動制限も厳しくなりました。今後夏休みやお盆の時期を迎えるにあたり、改めて東京都をはじめとした感染者の多い地域や場所（特に埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県）への移動は業務でも業務外においても回避いただくよう要請いたします。併せて飲食店や多人数での会食は極力控えるなど、慎重な行動をお願いします。皆様や周りの方への感染防止を図り、安全な学校運営のための自粛措置となりますので、ご協力をお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

対面とWebの併用で行います。状況に応じて、適した方法を選択してください。

II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、4都県の他愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用するものとする。

なお、客員教員、非常勤講師、招聘講師については、原則入構禁止とし、やむを得ない場合は学長へ申請し、承認を得るものとする。

III 事務職員

通常の勤務体制を継続する。8月末までは会議室2などを利用して執務室の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

不要不急のものは中止や延期を検討し、できる限りメール会議、オンライン会議を有効活用する。開催する場合でも3密を避けて行う。

V 学生の入構

学内での遵守事項と「新しい生活様式」に従い、できるだけWeb講義やメールを活用するなどの感染予防を講じた対応をすること。

4都県と愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県及びその地域をまたいで通学については、

前日までに「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（県外学生用）」を担当教員を通して学長へ提出し、承認を得ることとする。

#### VI 来客・外出・出張

- ① 県をまたいで移動と来客は原則禁止とし、オンライン会議やメール等で対応する。やむを得ない場合は、申請の上、承認を得て実施するものとする。
- ② 県内の外出・出張・来客についても、不要不急のものは延期の検討やオンライン会議での対応とし、やむを得ない場合は、申請の上、承認を得て行うものとする。
- ③ 来客申請の場合は、事前に「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（来学者用）」を記入してもらい、「来客者等構内立入許可申請書」に添付して、学長の承認を得ることとする。
- ④ 承認を得た場合でも「新しい生活様式」に従った行動・対応とし、必要最小限の人数で短時間に限るものとする。

#### VII 期 間

令和2年7月29日（水）～8月18日（火）の間とする。

#### VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

#### <添付>

- ・新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（来学者用）
- ・新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（県外学生用）
- ・7月29日以降の県境をまたぐ行動制限について（静岡県）

以上